	ーーー その他のもの	25.0% 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	TRQ	TRQ-4	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ
110100.200	ー その他のもの		X	この品目に分類される原産品は、第1101.00号に属する。日本国は、同号の下で、関税分類番号110100.011及び110100.091の品目に分類される原産品について関連の関税に係る約束を行う。																					
11.02	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）																								
110220.000	とうもろこし粉	21.3%	B7		18.6%	16.0%	13.3%	10.7%	8.0%	5.3%	2.7%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1102.90	その他のもの																								
	1 大麦粉及び裸麦粉																								